（その１）

収支報告書

令和元 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　みどりかわたかしこうえんかい

1 政治団体の名称　緑川たかし後援会

2 主たる事務所の所在地　秋田県大館市三の丸９２

3 代表者の氏名　（姓）緑川　（名）貴士

4 会計責任者の氏名　（姓）長崎　（名）朋典

事務担当者の氏名　（姓）小池　（名）恵里子

（電話）0186-57-8614

（電話）

（電話）

秋田県選挙管理委員会 収受 -2.5.20 S・01-A 第 号

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）緑川　（名）貴士

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）緑川　（名）貴士
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
令和1年　11月　26日　から
令和1年　12月　31日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

賀85

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	0
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　20日

政治団体の名称　緑川たかし後援会

会計責任者の氏名　長崎　朋典　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政 治 資 金 監 査 報 告 書

令和２年５月13日

緑川たかし後援会
代 表　緑 川 貴 士　殿

登録政治資金監査人　伊藤 隆

登 録 番 号　第　5244　号
研修終了年月日　平成29年７月７日

1　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第１項の規定に基づき、緑川たかし後援会の平成31年１月から令和元年12月までの１年間における法第12条第１項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行いました。

（２）この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行いました。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにあります。

（４）この政治資金監査は、秋田県大館市有浦２丁目２番18号に所在する伊藤 隆税理士事務所において行いました。

なお、当該政治団体の主たる事務所において行うべきところ、作業スペースの不足等で円滑な政治資金監査の実施が困難と判断した為、当税理士事務所において監査を行いました。

2　監査の結果

前記1の趣旨を踏まえて、法第12条第1項の規定に基づく収支報告書について監査を行いましたが、収支報告書のとおり平成31年1月から令和元年12月までの1年間において政治資金の収入及び支出は全くないことを確認しました。

3　業務制限

緑川たかし後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はありません。

また、緑川たかし後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様であります。